

事 務 連 絡

平成28年12月27日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

支援状況調査の報告期限について

平素より、厚生労働行政の推進にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

「P D C Aサイクルの実施に際して国が設定する平成28年度を目安値および支援状況調査における調査項目の追加について(依頼)」(平成28年3月31日付事務連絡)にて、毎月の支援状況調査の実施にご協力を頂いているところです。

さて、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)において、本調査の提出期限の見直し等について検討し、平成28年度中に結論を得たうえで、必要な措置を講ずる旨が明記されたところです。

この内容を踏まえ、各自治体から厚生労働省への報告期限については、現行では翌月10日までとしているところ、平成29年1月分調査より変更し、翌月20日までとさせていただきます。

なお、本件については、特に都道府県を経由して報告して頂いている自治体においては報告期限が厳しくなることから、一定の配慮を図って欲しい旨のご提案があったことを踏まえ、報告期限を延長するものです。

各自治体におかれましては、生活困窮者自立支援制度におけるP D C Aサイクルを回し、支援効果を示していくという本調査の主旨を踏まえ、引き続き、報告期限までの提出にご協力をお願いいたします。

(連絡先)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室 羽染、城所

電話 03-5253-1111 (2879, 2231)

F A X 03-3592-1459

(参考)

「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」

(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定) ※抜粋

6 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

(25) 生活困窮者自立支援法（平 25 法 105）

生活困窮者自立支援制度に関する「支援状況調査」については、提出期限の見直し等の負担軽減策について検討し、平成 28 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。